

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	横浜町 介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜町は介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

横浜町長

公表日

平成27年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>○介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に係る届出の受理 ・届出に係る事実についての審査 ・届出に対する応答に関する事務 <p>○介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務 (前号及び次号に掲げるものを除く。) 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証に関する事務 ・認定証に関する事務 <p>○介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付の支給に関する事務 ・予防給付の支給に関する事務 ・市町村特別給付の支給に関する事務 <p>○介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の申請の受理 ・要介護更新認定の変更の認定の申請の受理 ・要介護状態区分の変更の認定の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務 <p>○介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援認定の申請の受理 ・要支援更新認定の変更の認定の申請の受理 ・要支援状態区分の変更の認定の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務
②事務の概要	<p>○介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務

- 介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例又は同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 具体的には、以下の事務となる。
 - ・居宅介護サービス費等の額の特例の申請の受理
 - ・介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理
 - ・申請に係る事実についての審査に関する事務
 - ・申請に対する応答の事務

- 介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務
 具体的には、以下の事務となる。
 - ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務

- 介護保険法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止に関する事務
 具体的には、以下の事務となる。
 - ・保険給付の支払の一時差止に関する事務

- 介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務
 具体的には、以下の事務となる。
 - ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務

- 介護保険法第二百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務
 具体的には、以下の事務となる。
 - ・保険料の徴収に関する事務
 - ・保険料の賦課に関する事務

③システムの名称

介護保険システム

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 別表第一 項番68
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会 番号法別表第二 93,94 情報提供 番号法別表第二 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	横浜町 健康福祉課
②所属長	健康福祉課長 竹田 要一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	横浜町 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒039-4145 青森県上北郡宇寺下35 ☎0175-78-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人以上か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる